高齢者・障害者の皆さん 福祉サービスをご利用ください

６５歳以上の高齢者や障害者に対するサービスのうち、皆さんから申請が必要なものを中心に、サービスの一部を簡単に紹介しています。お気軽にご相談ください。

高齢者の皆さんへのサービス

総合相談

高齢者やその家族の福祉に関するいろいろな相談に応じ、適切な保健福祉サービスが受けられるよう援助します。また、介護用品の展示もしています。電話での相談は24時間受け付けています。秘密は厳守。

【利用料】
原則として無料

【問い合わせ先】
在宅介護支援センターあじさい
☎0869―34―6368
邑久在宅介護支援センター
☎0869―22―9503
長船荘在宅介護支援センター
☎0869―26―4772
市社会福祉協議会
（午前8時30分～午後5時15分）
☎0869―22―2940

高齢者等見守り体制整備事業

家庭での事故や突然の病気の時、緊急通報システムの本体やペンダントのボタンを押すと緊急通報センター（委託業者）に通報が入り、協力員と連携して対応します。

【対象】
ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯など（身体状況、生活環境などを調査し、本事業の提供により、自立や介護予防を阻害されない人）

【利用料】
原則として無料（設置に当たり実費負担が生じる場合あり）

家族介護用品支給

寝たきり高齢者などを介護している家族に、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー）の購入費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減します。

所得要件や寝たきり高齢者の状況などにより対象外になることもありますので、必ず事前にご相談ください。

いろいろな介護用品

【対象】
市内に居住し、在宅で寝たきり高齢者などを介護している家族

10月から対象者が変更になります

・介護認定要介護4・5と認定された市県民税非課税世帯の高齢者を在宅で介護している同居の家族
・市県民税非課税世帯の身体障害者手帳1・2級と認定された人、療育手帳A・Bと認定された人を在宅で介護している同居の家族
※原則として、申請月の翌月分からの利用となります。
※対象者は更新が必要です。

高齢者住宅改造助成

手すりの取り付けやトイレの改造など、高齢者向け住宅改造の助成を行います（上限・所得制限あり）。

※支給決定前の工事着工は、対象外となりますので、必ず事前にご相談ください。

手すりを取り付け安全に

【対象】
要介護認定で、要支援・要介護に該当する人で、介護保険の住宅改造助成を使用する人

配食による高齢者等見守り事業

高齢者の自立した在宅生活援助や介護予防のため、利用者の健康状態の把握、孤独感の解消、安否の確認を行い、在宅での調理が困難な高齢者に、栄養のバランスのとれた食事を居宅に配達します。

【対象】
市内に住所がある高齢者のみの世帯で、調理が困難な人

【利用料】
1食当たり350円

家族介護慰労事業

介護保険で要介護4・5と認定され、介護保険サービスを過去1年間利用しなかった高齢者などを介護する家族に、介護に対する慰労金を支給します。

【対象】
市内に住所があり、次のすべての条件に該当する人を、同居か近隣に居住し介護している人
①介護保険法で、要介護4・5と認定され、1年以上経過している人
②過去1年間介護保険サービスを受けていない人
③継続して1年以上、市内に住所がある人
④当該年度に市県民税非課税世帯の人
⑤介護保険料を世帯全員が、完納していること

【支給額】
年額10万円

日常生活用具給付

おおむね65歳以上で、心身機能の低下で防火などの配慮が必要なひとり暮らし高齢者などに、日常生活用具を給付し、生活を支援します。

所得状況で、個人負担額が必要となる場合もありますので、事前にご相談ください。

【給付品目】
電磁調理器、自動消火器、火災警報機、つえ、老人用手押し車

老人用手押し車

軽度生活援助

65歳以上の高齢者のみの世帯などで、生活支援が必要な人に、散歩の付き添いなど軽易な生活支援と、75歳以上の高齢者のみ世帯などで、介護認定要支援1以上の支援が必要な人に、庭木の剪定（せんてい）などの生活環境整備の支援を行います。

対象者・内容・利用料など、詳細はご相談ください。